

議案第61号

日進市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

日進市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

日進市長 近藤裕貴

1 提案理由

この案を提出するのは、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員制度を導入するため、日進市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定する必要があるからであります。

2 制定内容

- (1) 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定める。
- (2) 関連する条例の整備を行う。

日進市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 前条の「給与」とは、報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。ただし、職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

(給与全額払いの特例)

第3条 法第25条第2項の規定による給与の全額払いの特例は、日進市職員の給与に関する条例（昭和36年日進町条例第30号。以下「給与条例」という。）第2条の2第4号及び第5号の規定を準用する。

(報酬表)

第4条 職員の報酬の基準となる金額（以下「基準額」という。）は、別表第1に定める報酬表（以下「報酬表」という。）によるものとする。

2 報酬表は、全ての職員に適用するものとする。

(職務の級)

第5条 職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを報酬表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に定める等級別基準職務表（以下次項において「等級別基準職務表」という。）によるものとする。

2 職員の職務の級は、等級別基準職務表に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）が決定する。

(職務の号給)

第6条 新たに報酬表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(地域手当に係る報酬)

第7条 民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して、職員に地域手当相当額を報酬に加算して支給する。

2 地域手当相当額は、基準額に100分の13を乗じて得た額とする。

(職員の報酬)

第8条 月額で報酬を定める職員の報酬の額は、基準月額に、当該職員について定められた1週間当たりの勤務時間（休憩時間を除く。）を日進市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年日進市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。

2 日額で報酬を定める職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該職員について定められた1日当たりの勤務時間（休憩時間を除く。）を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間額で報酬を定める職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

4 前3項の「基準月額」とは、これらに規定する職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条から第6条までの規定を適用して得た額に、地域手当相当額を加算した額とする。

（報酬の支給）

第9条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、市長が規則で定める期日に支給する。

2 日額又は時間額により報酬が定められた職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間数に応じて報酬を支給する。

3 月額により報酬が定められた職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数から勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日（同項に規定する週休日をいう。以下同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（通勤に係る費用弁償）

第10条 職員が給与条例第15条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を市長が規則で定める期日に支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が多い者についての減額の措置を含む。）及び返納については、給与条例第15条第2項及び第4項から第6項までの規定を準用する。

（公務のための旅行に係る費用弁償）

第11条 職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、日進市職員の旅費に関する条例（昭和51年日進町

条例第17号)の規定の適用を受ける職員の例による。この場合において、職員の職務の級は、給与条例別表第1における2級以下に相当するものとする。

(時間外勤務に係る報酬)

第12条 当該職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。

)以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。

ただし、職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。)の時間 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 前項の勤務(同項ただし書の勤務を除く。)の時間 100分の50

(休日勤務に係る報酬)

- 第13条 勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）及び勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。
- 2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、休日（祝日法による休日等又は年末年始の休日等（代休日を除く。）をいう。以下この項において同じ。）に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされた職員の、その休日の勤務に対しては、同項に規定する報酬を支給しない。

(夜間勤務に係る報酬)

- 第14条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。
- 2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

(期末手当)

- 第15条 給与条例第20条（第3項及び第5項を除く。）、第20条の2及び第20条の3の規定は、任期が6月以上の職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短いものとして市長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第20条第1項中「それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日」とあるのは「市長が規則で定める日」と、給与条例第20条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内の職員として在職期間における報酬（市長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」と読み替えるものとする。
- 2 任期が6月に満たない職員の1会計年度内における職員としての任期（任命権者を同じくするものに限る。）の合計が6月以上に至ったときは、当該職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上の職員とみなす。
- 3 6月1日を基準日とする期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日ま

で職員として任用され、同日の翌日に職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るもので、任命権者を同じくするものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上の職員とみなす。

（特殊勤務に係る報酬）

第16条 日進市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和39年日進町条例第8号。以下「特殊勤務手当条例」という。）第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項及び第6条第1項に規定する業務に従事することを命ぜられた職員には、特殊勤務手当条例第3条第2項、第4条第2項、第5条第2項及び第6条第2項の例により計算して得た額の報酬を支給する。

（勤務1時間当たりの報酬額）

第17条 第12条から第14条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第8条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 第8条第2項の規定により計算して得た額を当該職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
- (3) 時間額による報酬 第8条第3項の規定により計算して得た額

2 次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第8条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 前項第2号の規定により計算して得た額

（報酬の減額）

第18条 月額により報酬を定められている職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、勤務時間条例第8条の2に規定する時間外勤務代休時間、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められている職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、勤務時間条例第8条の2に規定する時間外勤務代休時間、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

（市長が特に必要と認める職員の給与）

第19条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が

特に必要と認める職員の給与については、その職務の特殊性等及び常勤の職員との権衡を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(日進市行政不服審査法施行条例の一部改正)
- 2 日進市行政不服審査法施行条例(平成28年日進市条例第6号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(審理員)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>法務嘱託職員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員とする。</u></p> | <p>(審理員)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前項の規定による任用は、業務を遂行するために必要な知識、技能及び経験を有する者のうちから、任命権者が選考により行う。</u></p> <p>4 <u>法務嘱託職員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する特別職とする。</u></p> <p>5 <u>法務嘱託職員の報酬及び費用弁償の支給並びに勤務時間及び勤務日については、任命権者が別に定める。</u></p> <p>6 <u>法務嘱託職員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</u></p> |

(日進市行政不服審査法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行前に附則第2項の規定による改正前の日進市行政不服審査法施行条例第9条第4項に規定する法務嘱託職員であった者に係る同条第6項に規定する秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。

(公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正)

- 4 公益的法人等への職員の派遣に関する条例(平成13年日進市条例第31号)の

一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員(市長が定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) 略</p> | <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員(市長が定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) 略</p> |

(日進市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

- 5 日進市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年日進市条例第5号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p> | <p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p> |

(日進市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

- 6 日進市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和43年日進町条例第2号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|----------------|----------------|
| <p>(休職の効果)</p> | <p>(休職の効果)</p> |

| | |
|--|---------------------------|
| <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p> | <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> |
|--|---------------------------|

(日進市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

- 7 日進市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和43年日進町条例第1号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)</u>第29条第2項及び第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果について規定するものとする。</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1月から6月までの範囲内において任命権者が定める期間、給料及びこれに対する<u>地域手当の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(日進市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和 年日進市条例第 号)第12条から第14条までに規定する報酬の額を除く。))</u>の10分の1以下において任命権者が定める額を給与から減ずるものとする。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)</u>第29条第2項及び第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果について規定するものとする。</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1月から6月までの範囲内において任命権者が定める期間、給料の合計額の10分の1以下において任命権者が定める額を給与から減ずるものとする。</p> |

(日進市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 8 日進市職員の育児休業等に関する条例（平成4年日進町条例第1号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(<u>地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。</u>)のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(<u>地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。</u>)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、市長が規則で定めるところにより、その者の号給を調整することができる。</p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第21条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、給与条例第23条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額(非常勤職員にあつては、当該非常勤職員の勤務1時間当たりの<u>給与額又は報酬額</u>)を減額して支給する。</p> | <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、市長が規則で定めるところにより、その者の号給を調整することができる。</p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第21条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、給与条例第23条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額(非常勤職員にあつては、当該非常勤職員の勤務1時間当たりの<u>賃金額</u>)を減額して支給する。</p> |

- (日進市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 9 日進市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年日進町条例第2号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|---|----|----------|---------------------|---|----|----------|---------------------|
| (報酬の支給方法) | | | | (報酬の支給方法) | | | |
| <p>第3条 日額で定められている報酬は、<u>その者が職務に従事した日数に応じて、その都度支給する。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、月の1日から末日までを計算期間とし、翌月の20日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で休日、日曜日又は土曜日でない日。次条において同じ。)</u>に支給することができる。</p> | | | | <p>第3条 日額で定められている報酬は、<u>その者の職務従事後20日以内に支給する。</u></p> | | | |
| <p>第4条 月額で定められている報酬は、その者が職務に従事した月の20日に支給する。</p> | | | | <p>第4条 月額で定められている報酬は、その者が職務に従事した月の20日に支給する。<u>ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。</u></p> | | | |
| 別表(第2条、第7条関係) | | | | 別表(第2条、第7条関係) | | | |
| 区分 | 報酬 | | 旅費 | 区分 | 報酬 | | 旅費 |
| | 略 | | 略 | | 略 | | 略 |
| | 略 | | 旅費条 | | 略 | | 旅費条 |
| 行政不服審査会委員 | 日額 | 10,000円 | 例に規定する8級の職務にある者の相当額 | 行政不服審査会委員 | 日額 | 10,000円 | 例に規定する8級の職務にある者の相当額 |
| | 略 | | | 法務嘱託職員 | 日額 | 10,000円 | |
| | 略 | | | | 略 | | |
| 消防団 | | | | 消防団 | | | |
| 団長 | 年額 | 257,000円 | | 団長 | 年額 | 257,000円 | |
| 副団長 | 年額 | 180,000円 | | 副団長 | 年額 | 180,000円 | |
| 分団長 | 年額 | 95,000円 | | 分団長 | 年額 | 95,000円 | |
| 副分団 | 年額 | 55,000円 | | 副分団 | 年額 | 55,000円 | |

| | | |
|-----------|-------------------|------------------|
| 長 | | |
| 部長 | 年額 | 37,500円 |
| 班長 | 年額 | 37,000円 |
| 団員 | 年額 | 36,500円 |
| 略 | | |
| 福祉事務所嘱託医 | 月額 | 52,000円 |
| 略 | | |
| 保育園耳鼻咽喉科医 | 年額 園児1人 当たり | 157,000円 675円 |
| 略 | | |
| 学校薬剤師 | 年額 | 206,000円 |
| 略 | | |
| スポーツ推進委員 | | |
| 委員長 | 年額 | 130,000円 |
| 委員 | 年額 | 113,000円 |

| | | |
|------------|-------------------|------------------|
| 長 | | |
| 部長 | 年額 | 37,500円 |
| 班長 | 年額 | 37,000円 |
| 団員 | 年額 | 36,500円 |
| 区長 | 年額 | 320,000円 |
| | 均等割 | |
| | 年額 | 240円 |
| | 世帯割 | |
| 略 | | |
| 福祉事務所嘱託医 | 月額 | 52,000円 |
| 家庭相談員 | 月額 | 200,000円 |
| 母子・父子自立支援員 | 月額 | 78,000円 |
| 略 | | |
| 保育園耳鼻咽喉科医 | 年額 園児1人 当たり | 157,000円 675円 |
| 交通指導員 | 月額 | 85,000円 |
| 略 | | |
| 学校薬剤師 | 年額 | 206,000円 |
| 教育支援センター | | |
| 主任指導員 | 月額 | 242,500円 |
| 専任指導員 | 月額 | 206,300円 |
| スポーツ推進委員 | | |
| 委員長 | 年額 | 130,000円 |
| 委員 | 年額 | 113,000円 |
| 社会教育指導員 | 月額 | 194,000円 |

(日進市職員の給与に関する条例の一部改正)

10 日進市職員の給与に関する条例(昭和36年日進町条例第30号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p><u>(会計年度任用職員の給与)</u></p> <p>第25条 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、その職務の特殊性等及び常勤の職員の給与との権衡を考慮して、別に条例で定める。</u></p> | <p><u>(非常勤職員の給与)</u></p> <p>第25条 <u>常勤を要しない職員(再任用短時間勤務職員を除く。)</u>については、任命権者は、<u>常勤の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の常勤を要しない職員には、他の条例に別段の定めがない限り、同項の給与のほか、他のいかなる給与も支給しない。</u></p> |

別表第1 報酬表(第4条関係)

1 行政職報酬表(一)

| 職務の級 号給 | 1級 |
|------------|----------|
| | 基準額 円 |
| 1 | 144,100 |
| 2 | 145,200 |
| 3 | 146,400 |
| 4 | 147,500 |
| 5 | 148,600 |
| 6 | 149,700 |
| 7 | 150,800 |
| 8 | 151,900 |
| 9 | 153,000 |
| 10 | 154,400 |
| 11 | 155,700 |
| 12 | 157,000 |
| 13 | 158,300 |
| 14 | 159,800 |

| | |
|----|---------|
| 15 | 161,300 |
| 16 | 162,900 |
| 17 | 164,200 |
| 18 | 165,700 |
| 19 | 167,200 |
| 20 | 168,700 |
| 21 | 170,100 |
| 22 | 172,800 |
| 23 | 175,400 |
| 24 | 178,000 |
| 25 | 180,700 |
| 26 | 182,400 |
| 27 | 184,000 |
| 28 | 185,700 |
| 29 | 187,200 |
| 30 | 188,900 |
| 31 | 190,700 |
| 32 | 192,400 |
| 33 | 194,000 |
| 34 | 195,400 |
| 35 | 196,900 |
| 36 | 198,400 |
| 37 | 199,700 |

備考 この表は、他の報酬表の適用を受けない全ての職員に適用する。

2 行政職報酬表（二）

| 職務の級 | 1級 |
|------|---------|
| 号給 | 基準額 |
| | 円 |
| 1 | 130,400 |
| 2 | 131,300 |
| 3 | 132,300 |
| 4 | 133,200 |
| 5 | 134,200 |
| 6 | 135,200 |
| 7 | 136,200 |
| 8 | 137,200 |

| | |
|----|---------|
| 9 | 138,000 |
| 10 | 139,000 |
| 11 | 140,000 |
| 12 | 141,100 |
| 13 | 141,900 |
| 14 | 142,900 |
| 15 | 143,900 |
| 16 | 144,900 |
| 17 | 146,000 |
| 18 | 147,200 |
| 19 | 148,400 |
| 20 | 149,600 |
| 21 | 150,700 |

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で市長が規則で定めるものに適用する。

3 教育職報酬表

| 職務の級 | 1級 | 2級 |
|------|---------|---------|
| 号給 | 基準額 | 基準額 |
| | 円 | 円 |
| 1 | 158,600 | 174,700 |
| 2 | 160,100 | 176,800 |
| 3 | 161,600 | 178,900 |
| 4 | 163,100 | 181,100 |
| 5 | 164,900 | 183,100 |
| 6 | 166,800 | 185,300 |
| 7 | 168,600 | 187,600 |
| 8 | 170,400 | 189,800 |
| 9 | 172,200 | 192,100 |
| 10 | 174,300 | 194,900 |
| 11 | 176,300 | 197,600 |
| 12 | 178,300 | 200,300 |
| 13 | 180,300 | 203,200 |
| 14 | 182,500 | 204,900 |
| 15 | 184,700 | 206,500 |
| 16 | 187,000 | 208,300 |
| 17 | 189,300 | 210,100 |

| | | |
|----|---------|---------|
| 18 | 191,900 | 211,700 |
| 19 | 194,400 | 213,400 |
| 20 | 196,900 | 215,000 |
| 21 | 199,400 | 216,800 |
| 22 | 201,100 | 218,700 |
| 23 | 202,800 | 220,600 |
| 24 | 204,500 | 222,500 |
| 25 | 206,000 | 224,000 |
| 26 | | 226,000 |
| 27 | | 228,000 |
| 28 | | 230,100 |
| 29 | | 231,900 |
| 30 | | 234,600 |
| 31 | | 237,300 |
| 32 | | 240,000 |
| 33 | | 242,600 |
| 34 | | 245,400 |
| 35 | | 248,000 |
| 36 | | 250,700 |
| 37 | | 253,300 |
| 38 | | 255,800 |
| 39 | | 258,300 |
| 40 | | 260,600 |
| 41 | | 263,200 |
| 42 | | 265,600 |
| 43 | | 267,800 |
| 44 | | 270,000 |
| 45 | | 272,100 |
| 46 | | 274,400 |
| 47 | | 276,600 |

備考 この表は、中学校又は小学校に勤務する講師及びこれらに準ずる業務に従事する職員で市長が規則で定めるものに適用する。

4 専門スタッフ職報酬表

| 職務の級 | 1級 | 2級 |
|------|-----|-----|
| 号給 | 基準額 | 基準額 |
| | 円 | 円 |

| | | |
|---|---------|---------|
| 1 | 374,000 | 422,000 |
|---|---------|---------|

備考 この表は、弁護士等高度の専門的な知識経験に基づく業務に従事する職員に適用する。

別表第2 等級別基準職務表（第5条関係）

1 行政職報酬表（一） 等級別基準職務表

| 職務の級 | 基準となる職務 |
|------|------------------|
| 1級 | 定型的又は補助的な業務を行う職務 |

2 行政職報酬表（二） 等級別基準職務表

| 職務の級 | 基準となる職務 |
|------|---------------------------|
| 1級 | 土木技術員、作業員、調理員、用務員及び業務員の職務 |

3 教育職報酬表 等級別基準職務表

| 職務の級 | 基準となる職務 |
|------|------------------|
| 1級 | 定型的又は補助的な業務を行う職務 |
| 2級 | 中学校又は小学校の講師の職務 |

4 専門スタッフ職報酬表 等級別基準職務表

| 職務の級 | 基準となる職務 |
|------|--|
| 1級 | 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する職務 |
| 2級 | 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する職務 |